

令和2年3月27日

各 学 部 長  
地 域 創 造 学 環 長  
光 医 工 学 研 究 科 長  
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長  
電 子 工 学 研 究 所 長 殿  
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長  
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長  
国 際 連 携 推 進 機 構 長  
保 健 セ ン タ 一 所 長

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に感染した学生、新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある学生、風邪の症状のある学生及び海外渡航により帰国（入国）した学生（いずれも該当要件を満たす者に限る。）については、学校保健安全法等の規定に基づき、別添のとおり登校停止の措置をとりますので、関係部局長におかれでは、教職員及び学生に周知し、遺漏なきよう対応願います。

今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、当分の間、実施する措置を示したものです。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、隨時、本通知の見直し等があり得ることを申し添えます。

(参考)

新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報をまとめた本学サイトのURL

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>



(本件担当)  
国立大学法人 静岡大学  
学務部教務課教育企画係  
電 話 054-238-4257  
F A X 054-238-5347

## 新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

### I. 登校停止について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、学校保健安全法第19条等に基づき、下記①～④のいずれかに該当する学生（学部学生、大学院学生、研究生、法務研修生、科目等履修生及び特別聴講学生をいう。以下同じ。）については、本学への登校（授業への出席のほか課外活動や研究等本学で行う全ての活動への参加をいう。）及び学外での活動への参加を一切禁止し、自宅等での待機を求める措置（以下、「登校停止」といふ。）を行う。（具体的手続は、II及びIIIに示すとおりとする。）

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した学生
- ②新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある学生（③、④に該当する者を除く。）
- ③発熱や咳などの風邪の症状のある学生
- ④海外渡航（私事渡航を含む。）により日本に帰国（入国）した学生

（※①～④の該当要件は、II及び（別紙1）を参照のこと）

#### 【関係法令及び学内規則】

##### ○学校保健安全法（抄）

###### （出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

##### ○学校保健安全法施行令（抄）

###### （出席停止の指示）

第9条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

##### ○学校保健安全法施行規則（抄）

###### （感染症の種類）

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 （略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

###### （出席停止の期間の基準）

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二・三 （略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑がある者については、予防処置の実施の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五・六 （略）

##### ○静岡大学学部共通細則（抄）

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

##### ○静岡大学大学院規則（抄）

第53条 この規則に定めるもののはかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

## II. 登校停止の適用について

### 1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、新型コロナウイルス感染症に感染した日から治癒した日までの期間（原則として、医療機関が証明する期間）とする。  
ただし、下記2、3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明し、継続して登校停止となる場合の登校停止期間は、最初の登校停止の開始日から治癒した日までの期間とする。
- ・ 登校停止の解除日は、新型コロナウイルス感染症が治癒した日の翌日とする。

#### (2) 登校停止の手続（別紙2－1参照）

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した学生は、直ちにその旨を所属する学部・大学院等の学務（教務）係又は地域創造学環係（以下、「学務担当係」）及び保健センター（静岡キャンパスの学生は静岡支援室、浜松キャンパスの学生は浜松支援室に連絡する。以下同じ。）に、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。
- ② 学務担当係は、新型コロナウイルス感染症に感染した学生が発生し、登校停止となつた旨を学務部教務課及び授業担当教員に連絡する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が治癒した学生は、医療機関等の治癒証明書（別紙3参照）又は治癒したことが証明できる書類（以下、「治癒証明書等」）を保健センターに提出し確認を受ける。
- ④ 保健センターは、当該学生と面談を行い、授業等の出席に特に支障がないかを確認し、授業等の出席に特に支障がないと認めるときは、その旨を治癒証明書等に記載する。
- ⑤ 保健センターの確認を受け、授業等の出席に特に支障がないと認められた場合、当該学生は、治癒証明書等の原本を学務担当係に提出し、治癒証明書等の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑥ 学務担当係は、当該学生から治癒証明書等の提出があった場合は、治癒証明書等の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑦ 学務担当係は、当該学生は新型コロナウイルス感染症が治癒し、登校停止が解除され、無事登校している旨を学務部教務課及び授業担当教員に連絡する。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生について

### (1) 新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止の開始日は、該当者が（2）に示す要件に該当した旨を学務担当係に連絡した日とする。  
ただし、下記3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある場合に該当し、継続して登校停止となる場合の登校停止の開始日は、最初の登校停止の開始日とする。
- ・ 登校停止の終了日は、静岡県内の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」、検査機関及び医療機関（以下、「帰国者・接触者相談センター等」）との相談、検査又は診断の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していない場合は、その旨を学務担当係に連絡した日とする。（登校停止の終了日が登校停止の開始日と同一の日であることもありうる。）
- ・ 登校停止の解除日は、登校停止の終了日の翌日とする。

※ 帰国者・接触者相談センター等との相談、検査又は診断の結果により、  
新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従って対応する。

### (2) 該当者とは

新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生とは、次に掲げるいずれかの要件に該当する者をいう。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者を含む。）。糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある者は上記の状態が2日以上続く場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・ 保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、最後に濃厚接触があった日から起算して14日経過していない者

注 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。

【引用元】 厚生労働省作成「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

（令和2年3月2日時点版）

### (3) 登校停止の手続（別紙2-2参照）

- ① 「(2) 該当者」に該当したことにより新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生は、直ちにその旨を学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。
- ② 当該学生は帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従って行動する。自宅休養中は、健康観察表（別紙4-1又は4-2参照）をつけるものとする。
- ③ 学務担当係は、新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生が発生し、登校停止となつた旨を学務部教務課及び授業担当教員に連絡する。
- ④ 帰国者・接触者相談センター等との相談、検査又は診断の結果、ア 新型コロナウイルスに感染していないことが判明した学生は、その旨を学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。

#### イ 新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、

#### 「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」の「(2) 登校停止の手続」に示す手順に従って対応する。

- ⑤ 学務担当係は、④のアに該当する場合は、その旨を学務部教務課及び授業担当教員に連絡する。
- ⑥ 登校停止期間以後、当該学生が登校した際には、当該学生は、健康観察表を保健センターに提出し確認を受ける。
- ⑦ 保健センターは、当該学生と面談を行い、授業等の出席に特に支障がないか健康観察表を確認し、授業等の出席に特に支障がないと認めるときは、その旨及び登校停止期間を健康観察表に記載する。
- ⑧ 保健センターの確認を受け、授業等の出席に特に支障がないと認められた場合、当該学生は、保健センターの確認を受けた健康観察表の原本を学務担当係に提出し、保健センターの確認を受けた健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑨ 学務担当係は、当該学生から保健センターの確認を受けた健康観察表の提出があった場合は、保健センターの確認を受けた健康観察表を当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑩ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センターの確認を受けた健康観察表を授業担当教員に提示する。
- ⑪ 学務担当係は、登校停止が解除された学生が無事登校している旨を学務部教務課に連絡する。

### 3. 発熱や咳などの風邪の症状のある学生について

#### (1) 発熱や咳などの風邪の症状のある学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止の開始日は、該当者が発熱や咳などの風邪の症状が発生した旨を学務担当係に連絡した日とする。
- ・ 登校停止の終了日は、経過観察ののち、治癒した旨を学務担当係に連絡した日とする。(登校停止の終了日が登校停止の開始日と同一の日であることもありうる。)
- ・ 登校停止の解除日は、登校停止の終了日の翌日とする。

※ 発熱や咳などの風邪の症状が長引き、上記2の(2)に該当することとなった場合は、「2. 新型コロナウィルス感染症に感染の疑いのある学生について」に従って対応する。

#### (2) 該当者とは

発熱や咳などの風邪の症状のある学生に対する学業上の措置の対象者は、次に掲げる者をいう。

- ・ 風邪の症状のある学生 (37.5度以上の発熱 (※) 、咳、のどの痛みなど)  
(※) 37.5度に達しない場合でも、平熱より明らかに高い熱が続くときは、風邪の症状があるものとして扱う。

#### (3) 登校停止の手続 (別紙2-3参照)

- ① 発熱や咳などの風邪の症状が発生した学生は、直ちにその旨を学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡し、自宅休養する。自宅休養中は、健康観察表 (別紙4-1又は4-2参照) をつけるものとする。
- ② 学務担当係は、発熱や咳などの風邪の症状が発生した学生が発生し、登校停止となつた旨を学務部教務課に連絡する。
- ③ 当該学生は経過観察ののち、

ア 治癒した場合は、その旨を学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。

イ 発熱や咳などの風邪の症状が長引き、上記2の(2)に該当することとなった場合は、以後、「2. 新型コロナウィルス感染症に感染の疑いのある学生について」の「(3) 登校停止の手続」に示す手順に従って対応する。

- ④ 学務担当係は、③のアに該当する場合は、その旨を学務部教務課に連絡する。
- ⑤ 登校停止期間以後、当該学生が登校した際には、当該学生は、健康観察

表を保健センターに提出し確認を受ける。

- ⑥ 保健センターは、当該学生と面談を行い、授業等の出席に特に支障がないか健康観察表を確認し、授業等の出席に特に支障がないと認めるときは、その旨及び登校停止期間を健康観察表に記載する。
- ⑦ 保健センターの確認を受け、授業等の出席に特に支障がないと認められた場合、当該学生は、保健センターの確認を受けた健康観察表の原本を学務担当係に提出し、保健センターの確認を受けた健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑧ 学務担当係は、当該学生から保健センターの確認を受けた健康観察表の提出があった場合は、保健センターの確認を受けた健康観察表の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑨ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センターの確認を受けた健康観察表を授業担当教員に提示する。
- ⑩ 学務担当係は、登校停止が解除された学生が無事登校している旨を学務部教務課に連絡する。

#### 4. 海外渡航により日本に帰国（入国）した学生について

##### （1）海外渡航により日本に帰国（入国）した学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、帰国日の翌日から起算して14日間とする。

※ 登校停止期間中に、上記2の（2）に該当することとなった場合は、以後、「2. 新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生について」に従って、対応する。

##### （2）該当者とは

海外渡航（私事渡航を含む。）により日本に帰国（入国）した学生に対する学業上の措置の対象者は、次に掲げる者をいう。

- ・ 令和2年3月19日（19日0時）以降に海外渡航により日本に帰国（入国）した学生

##### （3）登校停止の手続（別紙2－4参照）

- ① 「（2）該当者」に該当した学生は、帰国（入国）後、直ちにその旨及び次の事項を学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。
  - ・ 外国での滞在地及び滞在期間
  - ・ 外国の最終出発日及び最終出発地
  - ・ 航空機又は船舶の便名、出発時刻及び到着時刻
  - ・ 日本の到着日及び到着地
- ② 当該学生は、帰国（入国）日の翌日から起算して14日間を自宅等での待機期間（登校停止期間）とし、健康観察表（別紙4－1又は4－2参照）をつけて、健康状態の経過観察をする。
- ③ 学務担当係は、海外渡航により帰国（入国）した学生が登校停止となつた旨を学務部教務課、国際交流課及び授業担当教員に連絡する。
- ④ 当該学生は、帰国日の翌日から起算して14日経過後、登校する場合は、あらかじめ学務担当係及び保健センターに、保健センターWebサイト掲載のWebフォーム、電話又は電子メールにて連絡する。
- ⑤ 登校停止期間以後、当該学生が登校した際には、当該学生は、健康観察表及び①に掲げる事項（一つ目の事項を除く。）が分かる書類（例えば、パスポートの写しや航空券の半券など。以下、「帰国日が分かる書類」という。）を保健センターに提出し確認を受ける。
- ⑥ 保健センターは、当該学生と面談を行い、授業等の出席に特に支障がないか健康観察表及び帰国日が分かる書類を確認し、授業等の出席に特に支障がないと認めるときは、その旨及び登校停止期間を健康観察表に記載する。

- ⑦ 保健センターの確認を受け、授業等の出席に特に支障がないと認められた場合、当該学生は、保健センターの確認を受けた健康観察表の原本及び帰国日が分かる書類を学務担当係に提出し、保健センターの確認を受けた健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑧ 学務担当係は、当該学生から保健センターの確認を受けた健康観察表及び帰国日が分かる書類の提出があった場合は、保健センターの確認を受けた健康観察表の写し及び帰国日が分かる書類の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑨ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センターの確認を受けた健康観察表を授業担当教員に提示する。
- ⑩ 学務担当係は、登校停止が解除された学生が無事登校している旨を学務部教務課及び国際交流課に連絡する。

### III. 授業の出欠の取扱いについて

I 及びIIにより、学校保健安全法第19条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする。

(欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。)

## 新型コロナウィルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

新型コロナウィルス感染症の感染リスクを低減するため、発熱や咳などの風邪の症状がある学生を含め、同感染症に感染の疑いがありうる学生は、大学には登校しない（又は速やかに下校すること）こと。

### 1. 登校停止の該当要件

#### ①新型コロナウィルス感染症に感染した学生

#### ②新型コロナウィルス感染症に感染の疑いのある学生

次に掲げるいずれかに該当する学生

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者を含む。）。糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある者は上記の状態が2日以上続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者
- ・新型コロナウィルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、最後に濃厚接觸があった日から起算して14日経過していない者

#### ③発熱や咳などの風邪の症状がある学生

風邪の症状のある学生（37.5度以上の発熱（※）、咳、のどの痛みなど）

（※）37.5度に達しない場合でも、平熱より明らかに高い熱が続くときは、風邪の症状があるものとして扱います。

#### ④海外渡航により帰国（入国）した学生

令和2年3月19日（19日0時）以降に海外渡航により帰国（入国）した学生

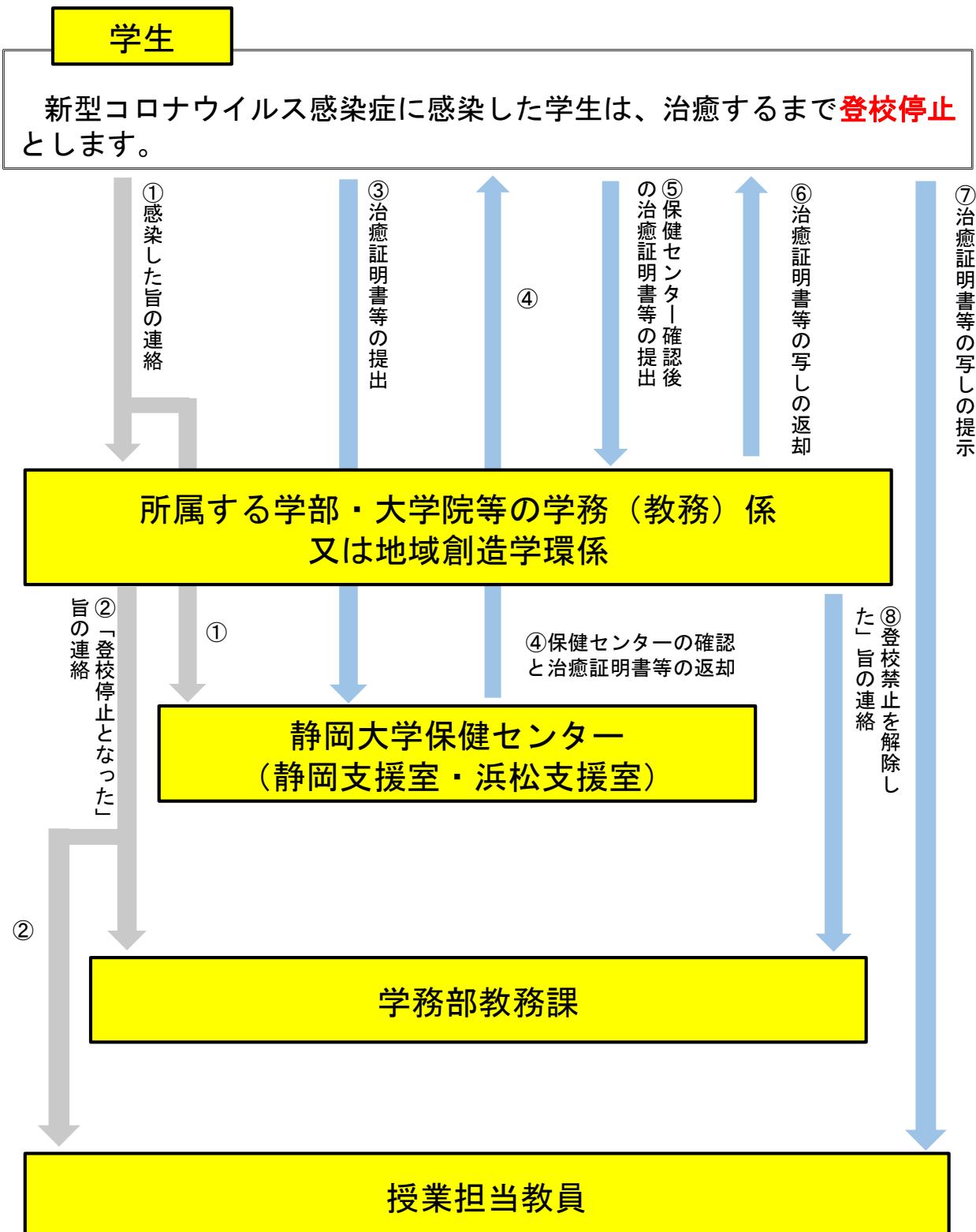
（自宅等での待機期間は、帰国（入国）日の翌日から起算して14日間とします。）

### 2. 授業の出欠の取扱い

学校保健安全法第19条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする。

（欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。）

## 新型コロナウイルス感染症に**感染した**学生について

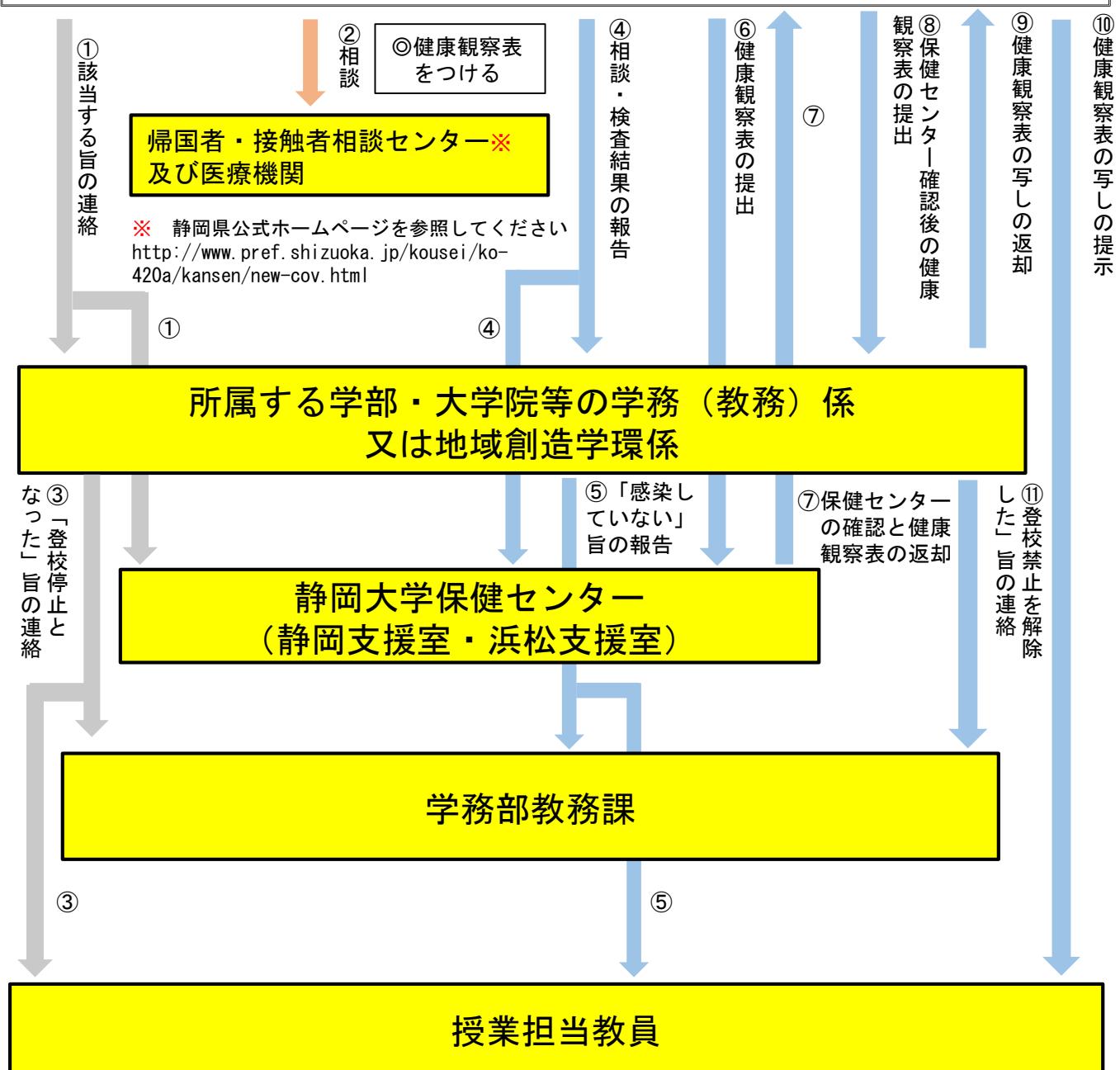


## 新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生について

### 学生

次に掲げるいずれかに該当する学生は、**登校停止**とします。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者を含む。）。糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある者は上記の状態が2日以上続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者
- ・新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、最後に濃厚接觸があった日から起算して14日経過していない者

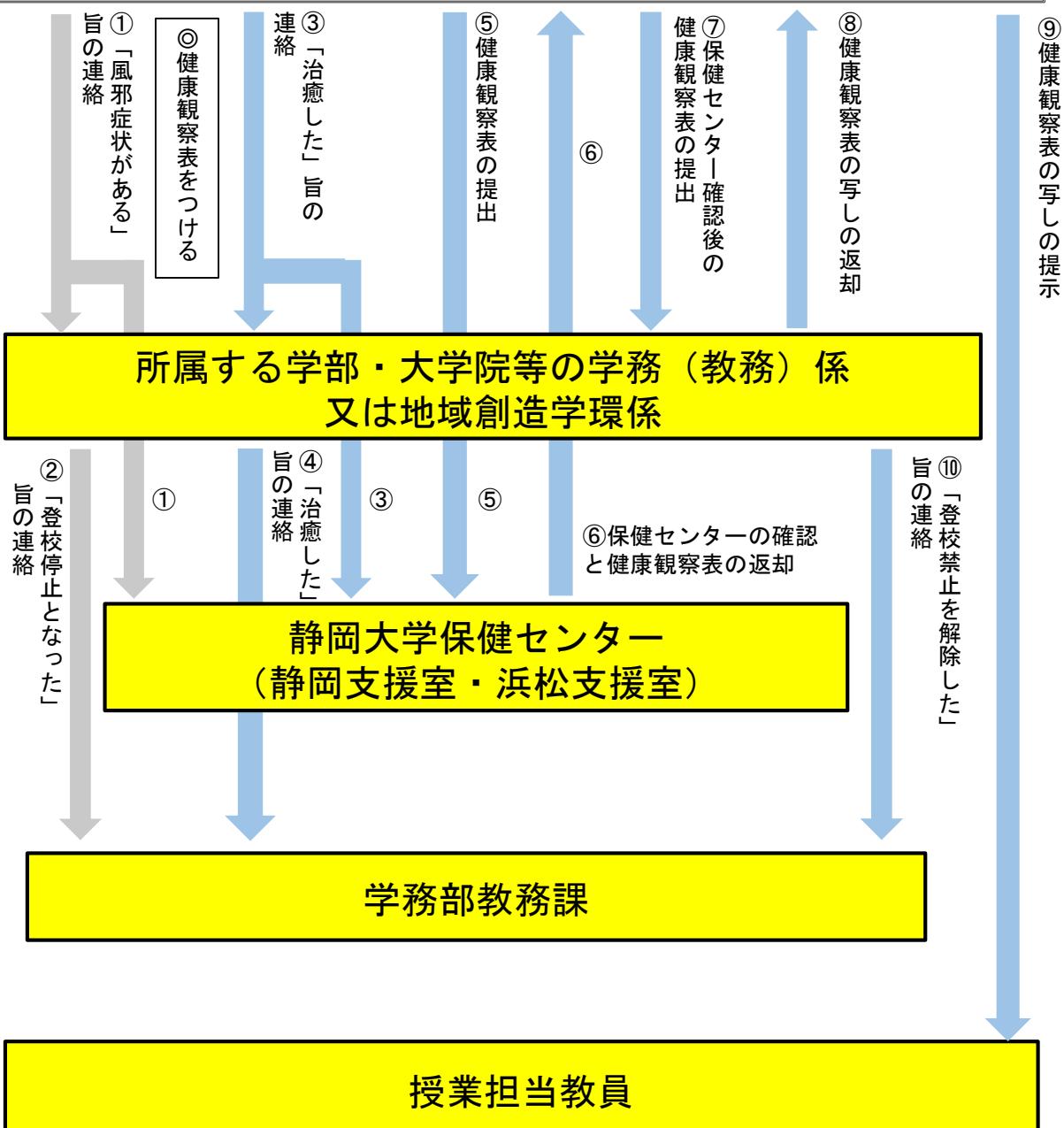


## 発熱や咳などの風邪の症状のある学生について

### 学生

風邪の症状のある学生（37.5度以上の発熱（※）、咳、のどの痛みなど）は、**登校停止**とします。

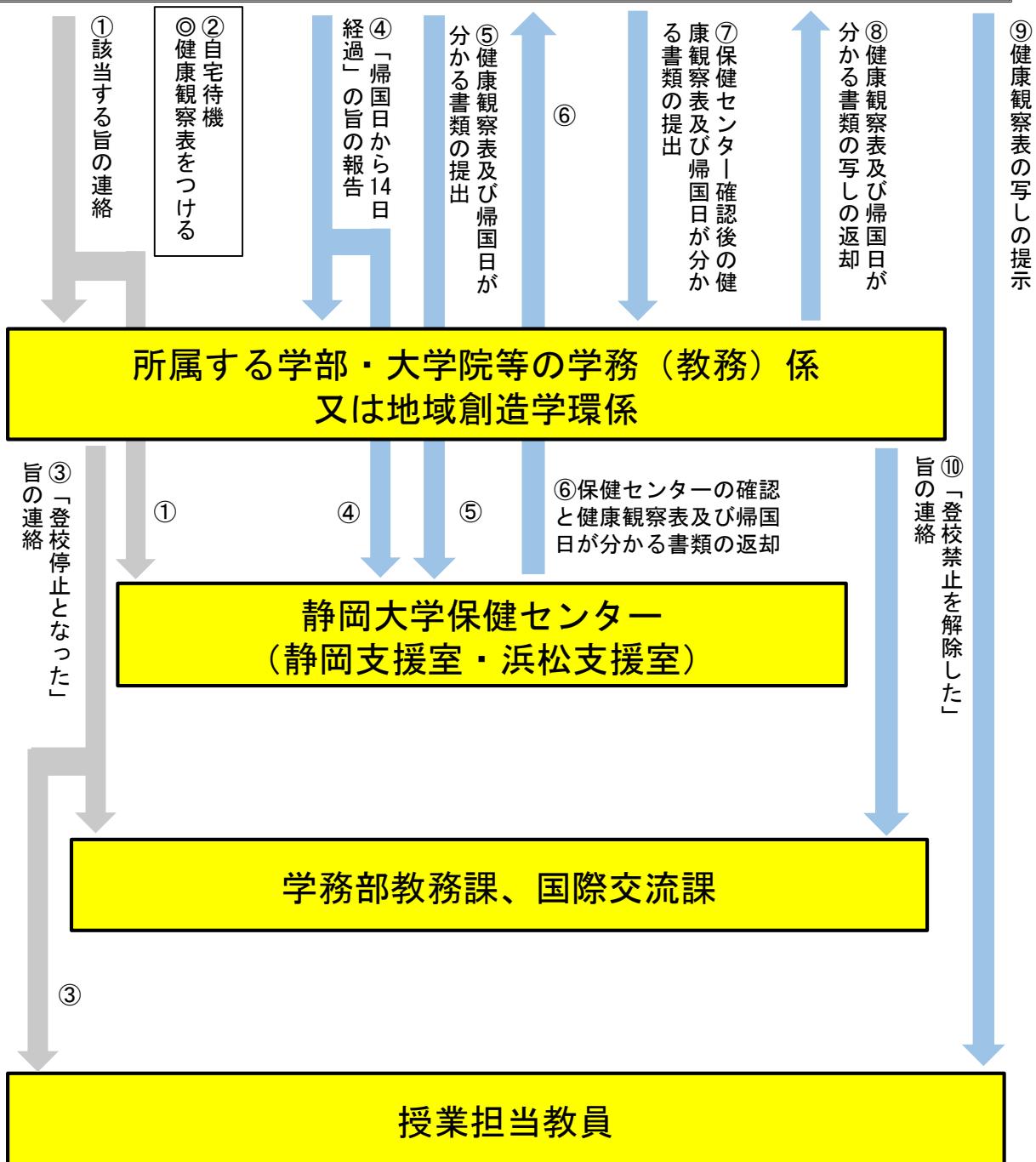
（※）37.5度に達しない場合でも、平熱より明らかに高い熱が続くときは、風邪の症状があるものとして扱います。



## 海外渡航により帰国（入国）した学生について

### 学生

令和2年3月19日（19日0時）以降に海外渡航により帰国（入国）した学生は、**登校停止**とします。（自宅等での待機期間は、帰国（入国）日の翌日から起算して14日間とします。）



## 学校保健安全法に基づく出席停止について

静岡大学

学校保健安全法における学校感染症について、学校保健安全法施行規則第19条の規定により

診断を受けたら  
すぐに保健センターへ

出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、治療に専念していただくようお願いします。

なお、回復して授業に出席する際には、医師の診断を受け下記の証明書を保健センターへご提出ください。

◎学生、教職員が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあつたり又はかかるおそれのある時には出席を停止させることができます。

◎学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。 \*インフルエンザの場合は治癒証明不要

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する）新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)  百日咳  麻疹（はしか）  流行性耳下腺炎  風疹  水痘  咽喉結膜熱（プール熱）  結核  髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消える、または5日間の抗生物質製剤による治療終了まで  解熱した後3日を経過するまで  耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで  発疹が消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  主要症状が消退した後2日を経過するまで  主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	伝染のおそれがないと認めるまで  条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、

合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。

※感染を防止するため、出席停止中は、他の方との接触は避けてください。

## 治癒証明書（学校感染症届出票）

静岡大学行

所属・学籍番号

氏名

上記の者は 病名

で治療中のところ治癒したことを証明いたします。

出席（出勤）停止期間 年 月 日～ 年 月 日

&lt;付記&gt;

年 月 日

住所

医療機関名

印

①保健センター	②各学部学務係
確認日・印	確認日 印
	
医師氏名	

## 健康観察表

登校日の朝まで健康チェックを行う

①発症された場合 下記の内容を**保健センターへ電話連絡してください**

静岡大学保健センター

静岡 054-238-4468

浜松 053-478-1012

②大学を休むことを **各所属へ電話連絡してください**

学生

各所属学部学務係

教職員

各所属総務係

③体調が回復したら健康記録表を保健センターに持参してください

(解熱とは解熱剤を使用せずに平熱であること)

教職員：所属

学生：学籍番号

氏名

男・女

住所

自宅・アパート・寮・会館

携帯電話

所属部活・サークル

通学時：バス利用・電車利用

\*症状がある時は○

\*出席したところに○

月 / 日	曜 日	体温	使 用 解 熱 <input type="radio"/> 剤	症 状							就業・授業・サークル・部活・アルバイト・旅行など							
				熱感	だるい	息切れ	鼻水	咳	頭痛	のど痛	他	1コマ	2コマ	3コマ	4コマ	5コマ	部活	ア ル バ イ ト
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃														
		夕	.	℃														
/		朝	.	℃		</td												

## Check sheet

【別紙4-2】

- \* Please connect with Health Care Center at the time of poor physical condition on the telephone.  
Health Care Center 保健センター – Shizuoka 静岡 054-238-4468 (4468) Hamamatu 浜松 053-478-1012 (1012)
  - \* Please inform each belonging of being absent on the telephone.
  - \* If physical condition is restored, please bring a record list to the health center.

### Student ID

Name \_\_\_\_\_

M·F

---

Street address

apartment, International Residence

**Phone number**

### Instructor (lab)

---

Affiliation Club · Circle

\* When there are symptoms

\* When you have the following symptoms, please consult the medical institution after consultation in the public health center.

- When you have the following symptoms, please consult the medical institution after consulting the telephone number:
    - When fever symptom and 37.5 degrees of a cold or more continues more than four days (when they must continue taking antifebrile like)
    - When there are strong tiredness (malaise) and suffocation (dyspnea)

- \* Shizuoka-shi public health center 054-249-2221 time in: 24 hours (we perform it on Saturdays, Sundays, and holidays)  
It is 054-249-3172 time in about other consultation about the new coronavirus: 8:30-17:15 (weekdays)

- \* Hamamatsu-shi public health center 053-453-6118 time in: 24 hours (we perform it on Saturdays, Sundays, and holidays)

停止期間	確認印	
	保健センター	担当事務
～		